

学校における薬の取り扱いについて

学校での薬の預かりは、医師の指示・処方により、昼食時などどうしても学校での服薬が必要な場合に限り、保護者からの依頼に基づいて行います。薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないよう安全面に配慮して行うため、下記の内容を御確認の上、御理解と御協力ををお願いします。

1 学校における薬の取り扱い

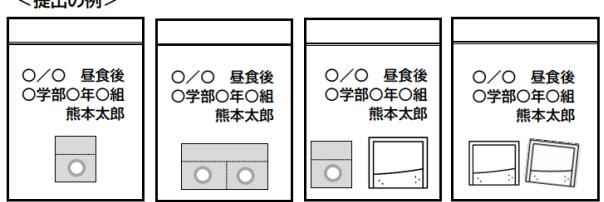
- (1) 教職員が学校で児童生徒に薬を使用することは認められていません。
- (2) 学校で薬を使用する必要があり、医師の処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合に、教職員は、児童生徒が薬を使用することを介助します。
- (3) 学校で薬を使用する必要がある場合には、「2必要な提出書類」の該当する書類と一緒に薬を預けてください。
- (4) 薬は医師が処方したものに限ります。
※市販薬や症状に応じて使用の判断が必要な薬は預かることはできません。

- (5) 事故防止のため、提出書類と薬は担任と養護教諭で確認した後、保健室で保管します。

2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類
定期薬	毎日定時に使用する薬 (抗けいれん薬、抗アレルギー薬、向精神薬など)	<input type="checkbox"/> 服薬依頼書 <input type="checkbox"/> 薬の説明書のコピー
臨時薬	期間が短期間で一時的に使用する薬 (かぜ薬や花粉症などの薬、目薬、塗り薬など)	<input type="checkbox"/> 服薬依頼書 <input type="checkbox"/> 薬の説明書のコピー
緊急時	緊急時にやむを得ず使用する薬 (てんかん発作時の坐薬・口腔用液、向精神薬など)	<input type="checkbox"/> 医師による指示書 <input type="checkbox"/> 服薬依頼書(頓服薬) <input type="checkbox"/> 薬の説明書のコピー

3 注意事項

服薬依頼の前に	<ul style="list-style-type: none">○急性疾患(風邪や発熱等)で薬を飲まなければならない場合は、本人の健康状態や他の児童生徒への影響を十分に考慮し、無理な登校をしないようお願いします。○服薬時間について、主治医に相談の上、処方の回数や服薬時間を変更するなど、学校生活時間以外に変更できる場合は御協力をお願いします。○初めて処方された薬は、副作用ができる可能性があるため、必ず一度家庭で服用されてください。
薬の提出方法	<ul style="list-style-type: none">○薬を提出する際は、薬の取り違えや誤った使用方法を防ぐために、「服薬依頼書」にもれがないう記入し、「薬の説明書のコピー」を添付して、薬と一緒に担任へ提出してください。○薬は1袋に1回分の量を入れ、それぞれ袋に「学部・学年、名前、服薬する日付と時間」を記入してください。一度にお預かりする薬は1週間分(その週に使用する分のみ)とします。○薬の使用・管理について、教職員の介助を必要としない場合であっても、「服薬依頼書」「薬の説明書のコピー」を提出してください。 <p>1回分ずつ袋に入れる</p> <p>服薬後は確認のため、薬の包装シート等は袋に入れて返却します。</p> <p>提出の例</p> 
その他	<ul style="list-style-type: none">○宿泊を伴う学校行事の場合は、事前に保健調査を実施した後、必要に応じて対応します。○てんかん発作等緊急時にやむを得ず学校で薬を使用する必要がある場合は、ご相談ください。主治医の意見・指示に基づき、学校での救急体制について保護者と十分協議した上で対応します。○薬の内容(種類や量)に変更があった場合は必要な書類を再度提出してください。○薬に関する各書類の有効期限は年度末とします。新年度には新しいものを提出してください。○その他、薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお申し出ください。